

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和7年5月23日

法務大臣 鈴木 馨祐 殿
総務大臣 村上 誠一郎 殿
経済産業大臣 武藤 容治 殿

東京都港区北青山一丁目3番1号アーキューブ青山3階
合同会社 Concept Works Studio

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

弊社はリーガルテック産業への進出を目指しており、このたびプライバシーポリシー自動作成サービス（以下「本サービス」といいます。）を新規事業（以下「本事業」といいます。）として検討しています。本サービスは、一定の事項についての選択肢を選択することによって、自動でプライバシーポリシーを作成することができるサービスです。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発又は提供」に該当します。
本サービスを利用することにより、個人情報取扱事業者（以下「事業者」といいます。）は、プライバシーポリシーの作成のコスト（時間、費用）を削減することができるため、事業者の生産性の向上が見込まれます。
また、事業者は、本サービスを利用することで、容易にかつ短時間で、また、安価な料金で、自らの個人情報の取得、利用、管理、提供、本人の個人情報保護法に基づく権利行使等の取扱いの方針を定めたプライバシーポリシーを作成することが可能となるため、新たな需要の獲得が見込まれます。
本事業が実現した場合の新たな需要の獲得見込みは以下のとおりです。

【需要獲得見込み】（初年度）
年間顧客数：
年間サービス料：

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

（1）事業の実施主体

サービスの提供事業者：弊社

サービスの利用者：本サービスの顧客（以下「本サービス利用者」といいます。）
本サービス利用者が取り扱う個人情報の主体である個人：本サービス利用者が運営するサービスの顧客（以下「本人」といいます。）

（２）事業の概要

本事業は、本サービス利用者が、自らが提供するサービスのビジネスモデル、個人情報の取得、利用、管理、提供、本人の個人情報保護法に基づく権利行使等の取扱い等に関する取扱いの想定を選択肢から選択し、その回答結果等を基に、
自動作成することができるサービスを提供する
ものであります。作成されたプライバシーポリシーは、まず、その一部が本サービス利用者にサンプル文書として提供され、本サービス利用者は、その全文の購入を希望する場合、購入手続を行います。

選択肢等の内容は、

です。

なお、本サービスの利用規約において、

本サービス利用者に代わってプライバシーポリシーの作成・改訂を行うものでなく、その内容の確認、検証については、本サービス利用者が自己の責任と費用で行うことを明示します。

＜本サービスの利用の流れ＞

- ① 本サービス利用者が本サービスに会員登録をする際に、弊社と利用規約を締結する。
- ② 本サービス利用者が、各選択肢に回答する形式で、上記の項目について回答を入力する。
- ③ 当該回答を入力後、入力内容が反映されたプライバシーポリシーが自動で作成される。

（３）新事業活動を実施する場所

オンライン上で日本の事業者向けにサービス提供します。

４．新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

2025年7月：サービス提供開始予定

５．解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条

弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の二第一項及び第十九条第一項

＜第一条の二第一項＞

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

＜第十九条第一項＞

行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

（１）確認事項

（ｉ）本サービスを提供することが弁護士法第七十二条に違反しないことを確認したい。

（ii）本サービスを提供することが行政書士法第一条の二第一項に定める行政書士の独占業務に当たらず、同法第十九条第一項に違反しないことを確認したい。

（２）確認事項に関する当社の考え

（ｉ）確認事項（ｉ）について

ア 要件の概要

弁護士法第七十二条では、弁護士又は弁護士法人でない者が、報酬を得る目的で、以下の行為を業として行うことが禁止されています。

- ① 訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して、
- ② 鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすること

もっとも、本サービスは、以下のとおり上記①②の要件に該当しないため、適法であると考えます。以下、詳述いたします。

イ 「その他一般の法律事件」について

弁護士法第七十二条における「その他一般の法律事件」とは、一般に、法律上の権利義務に関し争いや疑義があり、又は新たな権利義務関係の発生する案件をいうとされています（『A I 等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72条との関係について』（令和5年8月法務省大臣官房司法法制部）2頁参照1）。プライバシーポリシーは、本サービス利用者における個人情報の取扱いに関する事項等を記載するものであるため、当該プライバシーポリシーにより本サービス利用者と本人との間において新たな権利義務関係が発生するものではなく、「その他一般の法律事件」に当たらないと考えます。

また、「その他一般の法律事件」に該当するというためには、同条本文に列挙されている「訴訟事件、非訟事件及び…行政庁に対する不服申立事件」に準ずる程度に法律上の権利義務に関し争いがあり、あるいは疑義を有するものであるという、い

¹ <https://www.moj.go.jp/content/001400675.pdf>

いわゆる「事件性」が必要となると考えられています（上記『A I 等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72条との関係について』（令和5年8月法務省大臣官房司法法制部）2頁参照）。

本サービスは、本サービス利用者が、自らのサービスをリリースする前の段階等において利用することが想定され、また、自らの個人情報の取扱いに関する事項を反映したプライバシーポリシーを作成することができるものに過ぎないため、本サービス利用者と本人との間において法律上の権利義務に関し争いや疑義がある場面ではなく、「事件性」の要件は充足しないと考えます。

以上より、本サービスの提供は、「訴訟事件…その他一般の法律事件に関して」行うものではなく、上記①の要件には該当しないと考えます。

ウ 「鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすること」について

まず、本サービスの提供は「仲裁若しくは和解」に該当しないことは明らかと考えます。加えて、本サービスの提供は、法律行為を「代理」するものでもありません。そして、「鑑定」とは、法律上の専門的知識に基づき法律の見解を述べることをいうとされており、また、「その他の法律事務」とは、法律上の効果を発生、変更等する事項の処理をいうと解されています（上記『A I 等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72条との関係について』3頁参照）。

もっとも、本サービスは、前述のように、本サービス利用者が、自らの個人情報の取得、利用、管理、提供、本人の個人情報保護法に基づく権利行使等の取扱いの方針に関する事項等を回答し、その内容を反映したプライバシーポリシーを自動で作成できるものに過ぎないため、法律上の専門的知識に基づき法律の見解を述べるものではなく、「鑑定」に当たらないと考えます。

また、法律上の効果を発生、変更等する事項の処理も含まれないので、「その他の法律事務」の要件にも該当しないと考えます。

エ 小括

以上のとおり、本サービスの提供は、弁護士法第七十二条の上記①②の要件に該当しないため、同条に違反しないと考えます。

（ii）確認事項（ii）について

ア 要件の概要

行政書士法第一条の二第一項では、以下の業務を行政書士の業務として定めています。

- ① 他人の依頼を受け報酬を得て
- ② 官公署に提出する書類…その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成すること

そして、同法第十九条第一項では、行政書士又は行政書士法人でない者は、上記の業務を行うことができない旨が定められています。

もっとも、以下のとおり、本サービスを提供することは、上記②の要件に該当しないため、行政書士法第十九条第一項に反せず適法であると考えます。以下、詳述いたします。

イ 「権利義務又は事実証明に関する書類」を作成することについて

まず、「権利義務に関する書類」とは、意思表示その他手続行為によって権利・義務を発生・変更・消滅させる法効果にかかわる書類であって、財産関係や身分関係の民事書類を含むと解されています（兼子仁「行政書士法コンメンタール」新13版

26頁)。

本サービスで作成されるプライバシーポリシーは、事業者が自らの個人情報の取得、利用、管理、提供、本人の個人情報保護法に基づく権利行使等の取扱いの方針に関する事項が記載されるものであり、権利・義務を発生・変更・消滅させる法効果にかかわる書類ではないため、「権利義務に関する書類」に該当しないと考えます。

次に、「事実証明に関する書類」とは、「社会的に証明を要する事項について、自己を含む適任者が自ら証明するために作成する文書(証明書の類)」をいうと解されています(兼子仁「行政書士法コンメンタール」新13版28頁)。また、行政書士の独占作成となる「事実証明に関する書類」とは、権利義務の確認や形成を準備する社会的な「証明」資料を意味するものと解されます(同文献29頁)。

加えて、最一小判平成22年12月20日(判タ1339号64頁)の宮川光治裁判官の補足意見においては、以下のような意見が述べられています。

行政書士法1条の2第2項にいう「事実証明に関する書類」の外延は甚だ広く、行政書士法の立法趣旨に従い、その範囲は「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資する」(同法1条)という目的からの限定を受けるべきであるとともに、職業選択の自由・営業の自由(憲法22条1項)と調和し得るよう合理的に限定解釈されるべきものである。そして、行政書士法1条の2第1項では「官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類」とあり、文理上、「事実証明に関する書類」の内容については「官公署に提出する書類」との類推が考慮されなければならない。このように考えると、「事実証明に関する書類」とは、「官公署に提出する書類」に匹敵する程度に社会生活の中で意味を有するものに限定されるべきものである。

この点につき、本サービスで作成されるプライバシーポリシーは、事業者の個人情報等の取得、利用、管理、提供、本人の個人情報保護法に基づく権利行使等の取扱いの方針を明文化したものであり、具体的な「事実」を「証明」するものではないことに加え、権利義務の確認や形成を準備する社会的な証明をするような資料ではなく、また、「官公署に提出する書類」でもなければ、官公署に提出する書類との関係で添付されたり備え置くこととされる書類(「官公署に提出する書類」に匹敵する程度に社会生活の中で意味を有するもの)でもないと考えます。

そのため、本サービスで作成することができるプライバシーポリシーは、「事実証明に関する書類」に当たらないと考えます。

ウ 小括

以上のとおり、本サービスの提供は、行政書士法第一条の二の要件のうち上記②の要件に該当せず、行政書士の独占業務の対象ではないため、同法第一条の二第一項及び第十九条第一項に違反しないと考えます。

(iii) まとめ

以上より、本サービスを提供することは、弁護士法第七十二条及び行政書士法第十九条第一項に違反するものではないと考えます。

以 上